

(仮称) 共生社会推進条例の骨子案

1 前文

- 誰もが、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されながら、共に生きていくことは、私たちの共通の願いである。
- 札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、外国の先進の英知を取り入れていくことによって、飛躍的に成長してきた。
- ところが、他者の個性や能力に対する理解が十分ではないことなどの社会における様々な障壁により、生きづらさを感じる方が多くいる現状にあり、また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められる。
- こうした状況を踏まえ、私たちは社会のあらゆる場面において、対話による相互理解を進めるとともに、誰もが自分らしく暮らし、活躍できる環境を整備していくことにより、共生社会の実現に向けて共に取り組んでいく必要がある。
- そこで、私たちは、このような認識の下、市、市民及び事業者が一体となって、共生社会を実現し、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちを次世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

2 目的

- この条例は、共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちの実現に寄与することを目的とすることとします。

3 定義

- 条例で用いる用語の意義を次のとおり定めることとします。

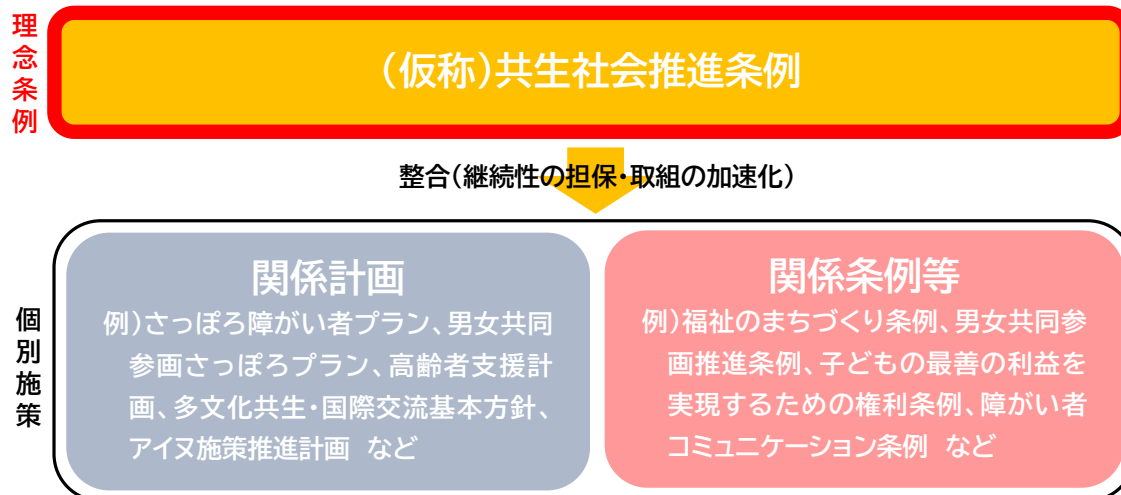
共生社会： 差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性が強みとなる社会

市 民： 市内に住所を有する者及び市内で働き、又は学ぶ者

4 他の条例等との関係性

- 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならないこととします。

■他の条例等との関係のイメージ図



5 基本理念

- 共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこととします。
 - ① 誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。
 - ② 誰もが、互いにその違い等を理解し、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。
 - ③ 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むものであること。

6 市の責務

- 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないこととします。

7 市民の役割・事業者の役割

- 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。また、市民は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとします。
- 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。また、事業者は、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとします。

8 基本的施策

- 市は、共生社会を実現するため、次に掲げる施策を実施するものとします。
 - ① 誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備
 - ② 市民又は事業者が行う①の整備への支援
 - ③ 日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援
 - ④ 個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供
 - ⑤ 誰もが互いにその違い等を理解し、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等
 - ⑥ その他共生社会の実現に向けて必要な施策

9 推進体制の整備及び財政上の措置

- 市は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとします。
- 市は、共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

10 （仮称）札幌市共生社会推進委員会

- 共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査審議等を行うため、（仮称）札幌市共生社会推進委員会を置くものとします。

11 委任・附則（条例の施行期日）

- 細目的事項に関し、市長への委任規定を設けるものとします。
- この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。